

# 奈良県教員等の資質向上に関する指標等検討委員会設置要綱

奈良県教育委員会

## (趣旨)

第1条 教員を養成する大学等と連携し、養成と研修との一体的な取組を推進することを視野に据えながら、校長及び教員としての資質の向上に関して必要な事項についての検討を行うため、奈良県教員等の資質向上に関する指標等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 委員会は次に掲げる者をもって構成し、教育長が委員の委嘱又は任命を行う。

- (1) 奈良教育大学教員
- (2) 奈良県立教育研究所副所長
- (3) 奈良県教育委員会事務局教育振興大綱推進課長
- (4) 奈良県教育委員会事務局教職員課長
- (5) 奈良県教育委員会事務局学校教育課長
- (6) 奈良県教育委員会事務局生徒指導支援室長
- (7) 奈良県教育委員会事務局人権・地域教育課長
- (8) 奈良県教育委員会事務局保健体育課長

## (任務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、検討するものとする。

- (1) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の3第1項に定める校長及び教員としての資質の向上に関する指標に関すること。
- (2) 法第22条の4第1項に定める教員研修計画に関すること。
- (3) その他校長及び教員としての資質の向上に関すること。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

## (座長)

第5条 委員会に座長を置き、座長は委員の互選により選出する。

2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

## (委員以外の者の出席)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

## (事務局)

第8条 委員会の事務局を奈良県立教育研究所に置き、委員会の庶務を処理する。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

## 附則

この要綱は、平成29年6月15日から施行する。